



令和元年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

FD4745

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額 (住宅資金非課税限度額、特別住宅資金非課税限度額) は66ページを参照してください。

申告書第二表の財産の価額 (40ページ参照) に転記します。

提出用

税務文付 税印		受贈者の氏名	名古屋 一郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)				
住宅取得等資金の非課税分の計算	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
	住所 名古屋市北区○○丁目×番×号	名古屋市北区○○丁目×番×号	平成令和 01年06月06日 3500000000	
	フリガナ 氏名 名古屋 吾郎	続柄 1 (直系尊属) 2 父母 3 祖父母 4 祖母 5 上記以外	平成令和 年 月 日	
	生年月日 336.03.05			
	住宅取得等資金の合計額	32	3500000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額		
住所		平成令和 年 月 日		
フリガナ 氏名	続柄 1 (直系尊属) 2 父母 3 祖父母 4 祖母 5 上記以外	平成令和 年 月 日		
生年月日				
住宅取得等資金の合計額	33			
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日	平成令和 31年04月13日	34 1200000000	
	平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	35		
	住宅資金非課税限度額の残額 (34-35)	36	1200000000	
	特別住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日	平成令和 年 月 日	37	
贈与者別の非課税の計算	32のうち非課税の適用を受ける金額	40	1200000000	
	33のうち非課税の適用を受ける金額	41		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (40+41) (36の金額と41の金額の合計額を限度とします。)	42	1200000000	
贈与される金額の計算	32のうち課税価格に算入される金額 (32-40) (32に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	43	2300000000	
	33のうち課税価格に算入される金額 (33-41) (33に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	44		

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります (令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	2・2・18	提出した税務署	名古屋北 税務署
----------------------------	--------	---------	----------

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、記入は不要です。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統-) (令元10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。  
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)  
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

事例6



相続時精算課税選択届出書

(令和元年分用)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和元年（平成31年）中に特定贈与者（6ページの3（注2）参照）の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。

令和 2 年 2 月 18 日 名古屋北 税務署長	住所 又は 居所	〒×××-××××電話(×××-×××-××××) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号
	フリガナ	ナゴヤ イチロウ
	氏名 (生年月日)	名古屋 一郎 (大・昭・平 61 年 1 月 1 日)
	特定贈与者との続柄	長男

私は、下記の特定贈与者から令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は 居所	名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ	ナゴヤ ゴロウ
氏名	名古屋 吾郎
生年月日	明・大・昭・平 36 年 3 月 5 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成・令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。  
 なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。  
 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1)  受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- ① 受贈者の氏名、生年月日
- ② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 次の場合の②の書類については、裏面の6をご覧ください。  
 ・ 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合  
 ・ 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合

(2)  受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。

(3)  特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

(注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。  
 2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。

(4)  特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。  
 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	☑	電話番号	
-------	---	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿		確認	
---	--------	------	---	----	--	----	--

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令元.10)

○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。また、震災に係る住宅取得等資金の非課税を適用する場合には、「㊦震災に係る住宅取得等資金の非課税」の「チェックシート」及び「添付書類」を使用しますので、詳しくは税務署にお尋ねください。なお、㊦のチェックシートは国税庁ホームページに掲載しています。

「㊤住宅取得等資金の非課税」の概要については66ページを、「㊢住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の概要については69ページを、「㊦震災に係る住宅取得等資金の非課税」の概要については71ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 住宅用の家屋の取得等の態様	㊤ 住宅取得等資金の非課税	㊢ ㊤の適用に係る災害に関する税制上の措置	㊢ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	㊦ ㊢の適用に係る災害に関する税制上の措置
	〔非課税限度額については、66ページを参照してください。〕	〔下の※を参照してください。〕	〔贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。〕	〔下の※を参照してください。〕
新築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	㊤-1 (43ページ)	㊢-1 (43ページ) + ㊦-1 (51ページ)	㊢-1 (47ページ)	㊦-1 (47ページ) + ㊦-1 (51ページ)
取得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕				
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	㊤-2 (45ページ)	㊢-2 (45ページ) + ㊦-2 (53ページ)	㊢-2 (49ページ)	㊦-2 (49ページ) + ㊦-2 (53ページ)

- (注) 1 「新築」には、令和2年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和2年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。
- 3 「増改築等」には、令和2年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 4 「㊤住宅取得等資金の非課税」又は「㊦震災に係る住宅取得等資金の非課税」と「㊢住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。

※ 「㊦住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の概要

「㊤住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の①若しくは②に該当することとなった場合又は「㊢住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」若しくは「㊦震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人が次の②に該当することとなった場合には、各特例の適用要件が一部緩和されます。詳しくは、各特例の概要（66ページから72ページまで）を参照してください。

- ① 平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合
- ② 令和元年(平成31年)中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
  - イ 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等ができなかった場合
  - ロ 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

令和元年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合(「12」のチェック項目は除きます。)には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合は、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、51ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』」のチェックシート**◎-1 新築又は取得用**(以下「チェックシート◎-1」といいます。)を併せてご使用ください。

① 平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)をした場合

② 令和元年(平成31年)中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合

イ 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合

ロ 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合

※1 上記①に該当する人の「非課税限度額」に関する事項は、チェックシート◎-1で確認してください。

2 上記②イに該当する人は、「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に、「非課税限度額」に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に、「No.12」に掲げる書類により証明されたものを「No.12」に掲げる書類により証明される見込みであるものに代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和元年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注)1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和2年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの (注)「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和2年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和2年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	イ 次のロ以外の場合(平成28年1月1日から令和2年3月15日までの間に住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人に限ります)。 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅(一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、44ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。次のロにおいて同じです。)ですか。 (注) 平成27年12月31日までに住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人は、非課税限度額が異なりますので、66ページの表をご覧ください。	【住宅資金非課税限度額】 はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)
	ロ 住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約の締結日が平成31年4月1日から令和2年3月15日までの間にあり、住宅用の家屋の新築又は取得に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	【特別住宅資金非課税限度額】 はい⇒3,000万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒2,500万円 (上記以外の住宅)

(注) 次の場合に該当する場合には、このチェックシートの「No.12」の「非課税限度額」と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

- 平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合
- 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約が2以上あるとき

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和元年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください(「No.1~12」は、43ページのチェックシートA-1の番号に対応しています)。なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ <b>受贈者の戸籍の謄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	<input type="checkbox"/>
2	② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	
3	○ <b>源泉徴収票</b> など令和元年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類(令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。)	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。(注) 添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5 12	○ 住宅用の家屋の <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b> や <b>売買契約書の写し</b> などで次の内容を明らかにする書類 ① 新築に係る契約又は取得の相手方(新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。) ② 新築又は取得に係る契約の締結をした年月日 ③ 新築又は取得に係る対価等の額及びこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(新築又は取得に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合のみ必要となります。)	<input type="checkbox"/>																						
7 8 9	<p>【令和2年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>① <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b> (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p> <p>② 次に掲げる<b>いずれかの書類</b>(取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。)</p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td><b>建設住宅性能評価書の写し</b></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b></td> </tr> </table> <p>(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前日2年以内に締結されたものに限り、</p> <p>③ 次に掲げる<b>いずれかの申請書等の写し</b>(住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類)及びその申請書等に応じた<b>証明書等</b>(取得した家屋が、チェックシートA-1の「9」の④に該当する場合のみ必要となります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請書等</th> <th>証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td><b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b></td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td><b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b></td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td><b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b></td> <td><b>建設住宅性能評価書の写し</b></td> </tr> <tr> <td>d</td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b></td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り、証明書等は、令和2年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り、</p>	a	<b>耐震基準適合証明書</b>	b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>	c	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>		申請書等	証明書等	a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>	b	<b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>	c	<b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>	d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>	<p>【令和2年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>① <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b>などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p> <p>② <b>新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類</b>(工事の完了予定年月の記載があるものに限り、)</p> <p>③ <b>新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</b></p>	<input type="checkbox"/>
a	<b>耐震基準適合証明書</b>																							
b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>																							
c	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>																							
	申請書等	証明書等																						
a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>																						
b	<b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>																						
c	<b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>																						
d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>																						

○「受贈者の居住」に関する事項

11	<p>【令和2年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12	<p>【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】</p> <p>【令和2年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>○ 次に掲げる<b>いずれかの書類</b></p> <table border="1"> <tr> <td>a</td> <td><b>住宅性能証明書</b></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td><b>建設住宅性能評価書の写し</b></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>①及び②の書類 ① <b>長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定長期優良住宅建築証明書</b></td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>①及び②の書類 ① <b>低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定低炭素住宅建築証明書</b></td> </tr> </table> <p>(注)1 「住宅性能証明書」は、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の前日2年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り、 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、次に掲げるもののいずれかの性能を有することが証明されるものに限り、 なお、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の前日2年以内又は取得の日以降に評価されたものに限り、</p> <table border="1"> <tr> <td>①断熱等性能等級4</td> <td>②一次エネルギー消費量等級4又は5</td> <td>③耐震等級2又は3</td> <td>④免震建築物</td> </tr> <tr> <td>⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	a	<b>住宅性能証明書</b>	b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>	c	①及び②の書類 ① <b>長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定長期優良住宅建築証明書</b>	d	①及び②の書類 ① <b>低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定低炭素住宅建築証明書</b>	①断熱等性能等級4	②一次エネルギー消費量等級4又は5	③耐震等級2又は3	④免震建築物	⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5				<p>【令和2年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>○ <b>新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</b></p>	<input type="checkbox"/>
a	<b>住宅性能証明書</b>																		
b	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>																		
c	①及び②の書類 ① <b>長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定長期優良住宅建築証明書</b>																		
d	①及び②の書類 ① <b>低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し</b> ② <b>住宅用家屋証明書(その写し)又は認定低炭素住宅建築証明書</b>																		
①断熱等性能等級4	②一次エネルギー消費量等級4又は5	③耐震等級2又は3	④免震建築物																
⑤高齢者等配慮対策等級3、4又は5																			

令和 年 月 日

受贈者の住所:

フリガナ

受贈者の氏名:

令和元年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-2 増改築等用**

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合(「13」のチェック項目は除きます。)には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、53ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』のチェックシート◎-2**増改築等用**」(以下「チェックシート◎-2」といいます。)を併せてご使用ください。

- ① 平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)をした場合
- ② 令和元年(平成31年)中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合
  - イ 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
  - ロ 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失をした場合
    - ※1 上記①に該当する人の「『非課税限度額』に関する事項」は、チェックシート◎-2で確認してください。
    - 2 上記②イに該当する人は、「『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に、「『非課税限度額』に関する事項」の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「『No.13』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.13』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○  
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたの令和元年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	はい

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
6	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
7	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了(増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。)していますか。 (注)「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、46ページの「添付書類一覧A-2」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注)日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和2年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか)。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	イ 次のロ以外の場合(平成28年1月1日から令和2年3月15日までの間に住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人に限ります)。 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅(一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、46ページの「添付書類一覧A-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたもの)をいいます。次のロにおいて同じです。)ですか。 (注)平成27年12月31日までに住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人は、非課税限度額が異なりますので、66ページの表をご覧ください。	【住宅資金非課税限度額】 はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)
	ロ 住宅用の家屋の増改築等に係る契約の締結日が平成31年4月1日から令和2年3月15日までの間にあり、住宅用の家屋の増改築等に係る工事に要する費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	【特別住宅資金非課税限度額】 はい⇒3,000万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒2,500万円 (上記以外の住宅)

(注) 次の場合に該当する場合には、このチェックシートの「No.13」の「非課税限度額」と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。  
 ・平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合  
 ・同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約が2以上あるとき

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和元年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください(「No.1~13」は、45ページのチェックシートA-2の番号に対応しています。)。なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ <b>受贈者の戸籍の謄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ <b>源泉徴収票</b> など令和元年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類(令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。)	<input type="checkbox"/>
4	平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。 (注) 添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5 13	○ 住宅用の家屋の <b>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</b> などで次の内容を明らかにする書類 ① 増改築等に係る工事の契約の相手方(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。) ② 増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日 ③ 増改築等に係る対価等の額及びこれらの額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(増改築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合のみ必要となります。)	<input type="checkbox"/>
7 8	【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b> (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取付したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる <b>いずれか</b> の書類 a <b>確認済証の写し</b> b <b>検査済証の写し</b> c <b>増改築等工事証明書(注)</b> (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
10	【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ <b>増改築等に係る工事の請負契約書の写し</b> などでその増改築等に係る工事が完了した年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

12	【令和2年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる <b>いずれか</b> の書類 a <b>住宅性能証明書</b> b <b>建設住宅性能評価書の写し</b> c <b>増改築等工事証明書</b> (注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限りします。	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

令和 年 月 日

受贈者の住所： \_\_\_\_\_ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_ フリガナ

令和元年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート⑥-1 **新築又は取得用**

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、51ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』のチェックシート⑥-1 **新築又は取得用**」を併せてご使用ください。

- ① 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の新築又は取得ができなかった場合
- ② 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。)をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の新築又は取得』に関する事項の「取得をした」を「取得をする」に代えて確認してください。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。 (注)1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、令和2年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。 3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。)ことにならない場合は、この特例の適用を受けることはできません。	はい	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限(240㎡以下)がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	<b>【住宅用の家屋の「取得」をした人のみ記入してください。】</b> 取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして48ページの「添付書類一覧⑥-1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき48ページの「添付書類一覧⑥-1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和2年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、48ページの「添付書類一覧⑥-1」の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和2年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか)。	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和元年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 ㊦-1 **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください(「No.1~9」は、47ページのチェックシート㊦-1の番号に対応しています。)

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ <b>受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本</b> などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b> や <b>売買契約書の写し</b> など、新築に係る契約又は取得の相手方(新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。)を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>																
5 6 7	<p>【令和2年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】</p> <p>① <b>住宅用の家屋に関する登記事項証明書</b> (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取 得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p> <p>② 次に掲げる<b>いずれか</b>の書類(取得した家屋が、チェックシート㊦-1の「7」の③に該当する場合のみ必要となります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請書等</th> <th>証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td><b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b></td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>b</td> <td><b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b></td> <td><b>耐震基準適合証明書</b></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td><b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b></td> <td><b>建設住宅性能評価書の写し</b></td> </tr> <tr> <td>d</td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b></td> <td><b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り ます。 2 証明書等は、令和2年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り ます。 3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限り ます。</p>		申請書等	証明書等	a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>	b	<b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>	c	<b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>	d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>	<p>【令和2年3月15日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】</p> <p>① <b>新築に係る工事の請負契約書の写し</b>などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類</p> <p>② <b>新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類</b>(工事の完了予定年月の記載があるものに限り ます。)</p> <p>③ <b>新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</b></p>	<input type="checkbox"/>
	申請書等	証明書等																
a	<b>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>																
b	<b>耐震基準適合証明申請書(仮申請書)</b>	<b>耐震基準適合証明書</b>																
c	<b>建設住宅性能評価申請書(仮申請書)</b>	<b>建設住宅性能評価書の写し</b>																
d	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</b>	<b>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</b>																

○「受贈者の居住」に関する事項

9	【令和2年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

10	○ <b>相続時精算課税選択届出書</b>	<input type="checkbox"/>
11	○ <b>受贈者の戸籍の附票の写し</b> などで、受贈者が20歳に達した時以後又は受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
12	○ <b>贈与者の住民票の写し</b> などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 (注)1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2 上記「No.1・2」に掲げる書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
13	○ <b>贈与者の戸籍の附票の写し</b> などで、贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 上記「No.12」に掲げる書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成15年1月1日以後、贈与者の住所に変更がないときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所:

フリガナ  
受贈者の氏名:

このチェックシートは、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、53ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与税の特例(災害に関する税制上の措置)』のチェックシート㉔-2 増改築等用」を併せてご使用ください。

- ① 令和2年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合
- ② 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。)をした場合

※ 上記①に該当する人は、『住宅用の家屋の増改築等』に関する事項の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、「工事に要した」を「工事に要する」に代えて確認してください。

該当する回答を○  
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成11年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をしたものですか。	いいえ	はい
4	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	はい	いいえ
5	令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了(増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。)していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根(その骨組みを含みます。)を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限(240㎡以下)がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。これらの者の概要については10ページをご覧ください。	はい	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和2年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)	はい	いいえ

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、令和元年(平成31年)中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください(「No.1~10」は、49ページのチェックシート⑤-2の番号に対応しています。)

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○ 「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日	<input type="checkbox"/>
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	

○ 「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなど増改築等に係る契約の相手方(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。)を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>						
5・6	<p>【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取付したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>						
7	<p>【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 次に掲げるいずれかの書類</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a</td> <td>確認済証の写し</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>検査済証の写し</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>増改築等工事証明書(注)</td> </tr> </table> <p>(注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。</p>	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書(注)	<input type="checkbox"/>
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書(注)							
8	<p>【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】</p> <p>○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの</p>	<input type="checkbox"/>						

○ 「受贈者の居住」に関する事項

10	<p>【令和2年3月15日までに居住していないのみチェックしてください。】</p> <p>① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

11	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
12	○ 受贈者の戸籍の附票の写しなどで、受贈者が20歳に達した時以後又は受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
13	○ 贈与者の住民票の写しなどで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 (注)1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2 上記「No.1・2」に掲げる書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>
14	○ 贈与者の戸籍の附票の写しなどで、贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 上記「No.13」に掲げる書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成15年1月1日以後、贈与者の住所に変更がないときは、この欄に掲げる書類を提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所:

フリガナ  
受贈者の氏名:

このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは**住宅用の家屋の新築又は取得をした人又はする人**を対象としています。

**(1) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合**

43ページの「令和元年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-1」（以下「チェックシート①-1」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、11、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

**(2) 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合**

47ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート②-1」（以下「チェックシート②-1」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、9」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けることができます。

**(3) 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合**

「令和元年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート③-1」（以下「チェックシート③-1」といいます。）及び「チェックシート①-1」（「チェックシート③-1」において確認した項目に限ります。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシート①-1」の「6、7、11」及び「チェックシート③-1」の「7、8、9」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

※ 「チェックシート③-1」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

該当する回答を○で囲んでください

**○「受贈者」に関する事項**

1	<b>【「チェックシート①-1」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】</b> 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 <sup>(注1)</sup> により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	はい	いいえ

**○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項**

2	<b>【「チェックシート①-1」の「6」又は「チェックシート②-1」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】</b> あなたは、災害 <sup>(注2)</sup> に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）又は取得（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	はい	いいえ
3	<b>【「チェックシート①-1」の「7」又は「チェックシート②-1」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】</b> あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）又は住宅用の家屋を取得することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得する見込みですか。 (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
4	<b>【「チェックシート①-1」の「9」、「チェックシート②-1」の「7」又は「チェックシート③-1」の「8」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】</b> 次のいずれかに該当しますか。 ① 取得をする住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもので、耐震基準に適合するものとして44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の②、48ページの「添付書類一覧②-1」の「No.5・6・7」の②又は「添付書類一覧③-1」の「No.7・8」の①の書類により証明がされる見込みですか。 ② 取得をする住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもの（上記①に該当しないものに限り）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の③、48ページの「添付書類一覧②-1」の「No.5・6・7」の③又は「添付書類一覧③-1」の「No.7・8」の②の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.7・8・9」の③、48ページの「添付書類一覧②-1」の「No.5・6・7」の③又は「添付書類一覧③-1」の「No.7・8」の②の証明書等により証明がされる見込みですか。	はい	いいえ

**○「受贈者の居住」に関する事項**

5	<b>【「チェックシート①-1」の「11」又は「チェックシート②-1」の「9」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】</b> 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は住宅用の家屋を取得する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	はい	いいえ

**○「非課税限度額」に関する事項**

平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人が次のイに該当する場合の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	<b>イ 次の口以外の場合（平成28年1月1日から令和2年3月15日までの間に住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人）に限ります。</b> あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、44ページの「添付書類一覧①-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。次の口において同じです。）ですか。 (注) 平成27年12月31日までに住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人は、非課税限度額が異なりますので、66ページの表をご覧ください。	<b>【住宅資金非課税限度額】</b> はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)
	<b>ロ 住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約の締結日が平成31年4月1日から令和2年3月15日までの間にあり、住宅用の家屋の新築又は取得に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合</b> あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	<b>【特別住宅資金非課税限度額】</b> はい⇒3,000万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒2,500万円 (上記以外の住宅)

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【[http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya\\_jyukyoku.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya_jyukyoku.html)】をご覧ください。  
2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、51ページのチェックシート㉟-1の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の新築又は取得をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1・2、3、5・12」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 7・8・9、12」を含み、チェックシート㉟-1の「6」を記入した人は「No. 7・8・9、11」を含みます。）、48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1・2、3、10、11、12、13」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 5・6・7」を含みます。）、又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 1」（チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する人は「No. 7・8」を含みます。）に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

2 ・ 3	<p><b>【災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</b></p> <p>① 災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得ができなかったことを明らかにする書類</p> <p>② 住宅用の家屋の新築又は取得をしたときは遅滞なく新築又は取得をした住宅用の家屋に関する44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の①又は48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の①の書類を提出することを約する書類で、新築又は取得の予定時期の記載のあるもの</p> <p>③ 新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類（住宅用の家屋の新築をする場合又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋を取得する場合に限ります。）</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p><b>【チェックシート㉟-1の「4」の①に該当する場合】</b> 住宅用の家屋の取得をしたときは遅滞なく取得をした住宅用の家屋に関する44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の②、48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の②又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8」の①の書類の提出をすることを約する書類</p> <p><b>【チェックシート㉟-1の「4」の②に該当する場合】</b> 住宅用の家屋の取得をしたときは遅滞なく取得をした住宅用の家屋に関する44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8・9」の③、48ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No. 5・6・7」の③又は「添付書類一覧㉟-1」の「No. 7・8」の②に掲げる申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等の提出を約する書類</p>	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	<p><b>【チェックシート㉟-1の「5」の①に該当する場合】</b> 新築又は取得をする住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p><b>【チェックシート㉟-1の「5」の②に該当する場合】</b> 市町村長又は特別区の区長の証明書などで新築又は取得をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより令和2年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 5①	<p><b>【災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】</b></p> <p>○ 新築又は取得をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、住宅用の家屋の新築の工事が完了又は取得をしたときは遅滞なく44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」の「【令和2年3月15日までに新築の工事が完了又は取得している場合】」の書類を提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p><b>【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</b></p> <p>○ 新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>【平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】</b></p> <p>① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、44ページの「添付書類一覧㉟-1」の「No.12」に掲げる書類</p>	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所： \_\_\_\_\_ フリガナ 受贈者の氏名： \_\_\_\_\_

このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは**住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人**を対象としています。

(1) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

45ページの「令和元年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート①-2」（以下「チェックシート①-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、12、13」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

(2) 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用を受ける場合

49ページの「令和元年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例』のチェックシート②-2」（以下「チェックシート②-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、10」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用を受けることができます。

(3) 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

「令和元年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート③-2」（以下「チェックシート③-2」といいます。）及び「チェックシート①-2」（「チェックシート③-2」において確認した項目に限ります。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシート①-2」の「6、7、9、12」及び「チェックシート③-2」の「7」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

※ 「チェックシート③-2」は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

該当する回答を○で囲んでください

○ 「受贈者」に関する事項

1	【「チェックシート①-2」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 <sup>(注1)</sup> により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	はい	いいえ

○ 「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2	【「チェックシート①-2」の「6」又は「チェックシート②-2」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害 <sup>(注2)</sup> に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	はい	いいえ
3	【「チェックシート①-2」の「7」又は「チェックシート②-2」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みですか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
4	【「チェックシート①-2」の「9」又は「チェックシート②-2」の「7」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行うもので、一定の工事に該当することにつき、令和3年3月15日までに46ページの「添付書類一覧①-2」の「No.9」又は50ページの「添付書類一覧②-2」の「No.7」に掲げる書類により証明がされる見込みですか。	はい	いいえ

○ 「受贈者の居住」に関する事項

5	【「チェックシート①-2」の「12」又は「チェックシート②-2」の「10」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	はい	いいえ

○ 「非課税限度額」に関する事項

平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人が次のイに該当する場合の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	イ 次のロ以外の場合（平成28年1月1日から令和2年3月15日までの間に住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人に限ります。） あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、46ページの「添付書類一覧①-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。次のロにおいて同じです。）ですか。	【住宅資金非課税限度額】
	(注) 平成27年12月31日までに住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人は、非課税限度額が異なりますので、66ページの表をご覧ください。	はい⇒1,200万円 (省エネ等住宅)  いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)
	ロ 住宅用の家屋の増改築等に係る契約の締結日が平成31年4月1日から令和2年3月15日までの間にあり、住宅用の家屋の増改築等に係る工事に要する費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	【特別住宅資金非課税限度額】
		はい⇒3,000万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒2,500万円 (上記以外の住宅)

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【[http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensa\\_youkyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensa_youkyou.html)】をご覧ください。  
2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

このページは切り離して申告書に添付し、ご提出ください。

令和元年分「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の添付書類一覧 ㉔-2 増改築等用

この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、53ページのチェックシート㉔-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.1・2、3、5・13」（チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する人は「No.7・8、9、10、13」を含み、チェックシート㉔-2の「6」を記入した人は「No.7・8、9、10、12」を含みます。）、50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.1・2、3、11、12、13、14」（チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する人は「No.5・6、7、8」を含みます。）、又は「添付書類一覧㉔-2」に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2 ・ 3	【災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等ができなかったことを明らかにする書類 ② 住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7・8」の「【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」又は50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.5・6」の「【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類及びその増改築等に係る工事が完了した年月日及び増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにする書類を提出することを約する書類で、工事の完了予定日の記載のあるもの ③ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
4	住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.9」の「【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」又は50ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.7」の「【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類を提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	【チェックシート㉔-2の「5」の①に該当する場合】 増改築等後の住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類 【チェックシート㉔-2の「5」の②に該当する場合】 市町村長又は特別区の区長の証明書などで増改築等をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより令和2年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 50	【災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】 ○ 増改築等をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、増改築等をする住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」の「【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】」に掲げる書類を提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
6	【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】 ○ 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類	<input type="checkbox"/>
	【平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】 ① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの ② 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、46ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.13」に掲げる書類	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ  
受贈者の氏名：